

～ 暴力団犯罪にあわないために ～



暴力団とは関わらない!

暴力団犯罪の被害にあわないためには、暴力団と関わりをもたないことが一番です。

夜の繁華街に行ったり、暴走族などの不良グループに参加したりしてはいけません。

また、暴力団が関わりを持つと近づいてきたときは、先生や家族、警察に相談しましょう。



暴力団は悪い!

暴力団は、テレビや漫画で描かれているような「カッコイイ」存在ではありません。

暴力団は、働いているわけではないので犯罪に手を染めてお金を稼ぐしかありません。

これによって多くの方が被害にあっていますが、暴力団はたくさんのお金を集めて良い生活ができれば、被害者がどれだけ悲しもうがそんなことはどうでもいいと考えているのです。

また、暴力団は、困っている人を見つけると助けるふりをして近づき、弱みをにぎってお金を奪おうとするなど、道徳を持たない犯罪集団です。

ですから、「カッコイイ」という印象とは全く正反対の「悪」の存在であり、このような暴力団に憧れることは大きな間違いなのです。



勇気を持って対応する

暴力団は、その見た目や話し方、行動から「怖い」というイメージを持ってしまいがちです。

しかし、これは「怖い」というイメージを持たせることで、お金を奪いやすくするための作戦であり、本当は、警察に捕まったりするのを恐れています。

また、「千葉県暴力団排除条例」という決まりをつくり、県民や警察と一緒に暴力団を社会から排除するために取り組んでおり、暴力団が住みにくい社会になっています。

暴力団がもっとも恐れているもの、それは、みんなの暴力団を恐れないという「勇気」と暴力団を社会から排除するという「強い気持ち」なのです。

千葉県暴力団排除条例とは

県、県民、事業者等と一緒に、暴力団の排除のために取り組むべきことを定めた条例です。

社会全体での「暴力団排除」のために



暴力団事務所に立ち入れさせない!

20歳になっていない少年を暴力団事務所に立ち入れさせることを禁止します(守らなければ、罰を受けます)。



つくらせない!

学校などの周囲200メートルの区域内に暴力団事務所をつくることを禁止します(守らなければ、罰を受けます)。



売らない、貸さない!

暴力団事務所に使用されることを知った上で、土地や建物を売ったり、貸したりすることを禁止します(守らなければ、指導等を受けたり、世間の人に守らなかった事実を知らされます)。



渡さない!

会社やお店の人など(事業者)が暴力団にお金などを渡すことを禁止します(守らなければ、指導等を受けたり、世間の人に守らなかった事実を知らされます)。

お問い合わせ先

最寄りの警察署刑事(第二)課

千葉県警察本部刑事部

TEL 043-201-0110

組織犯罪対策本部捜査第四課

TEL 043-254-8930

(公財)千葉県暴力団追放県民会議

0120-089354

詳しくは、ホームページをご覧ください。

千葉県警察

検索

少年のための 千葉県 暴力団排除条例

暴力団を恐れない!

暴力団に資金を提供しない!

暴力団を利用しない!

みんなの意識をひとつに

社会全体での暴力団排除



このリーフレットは、少年や少年と深く接するご家族などの大人に本当の暴力団の実態を紹介して、暴力団と安易に関係したり、犯罪に巻き込まれないようにするために知っておいてもらいたい内容を掲載しています。

千葉県警察

～ 暴力団を知る ～



暴力団という組織

暴力団は、ピラミッド型のように暴力団員が犯罪で稼いだお金が組長などのトップに集まることでなり立っています。

暴力団員がリスクをおかして稼いだお金を納めさせるため、組長などの幹部だけがぜいたくな生活を送っていますが、このような幹部になるのは一握りであり、その他の暴力団員は苦しい生活を送っています。

また、ピラミッド型ですので、組長などのトップに権力も集中し、犯罪はしたくないと思っても命令を受けたら断ることはできません。

ほとんどの暴力団員は「こんなはずじゃなかった。」と後悔しています。



暴力団組員の生活実態

暴力団員は仕事をしませんので給料はありません。そればかりか、自分の生活だけではなく、組長などの幹部にお金を払わなければなりません。

また、暴力団事務所で当番をしたり、組長などの運転手やボディガードをさせられたりして、自由な時間もないので短い時間で多くのお金を稼ぐために犯罪を行っています。

そして、犯罪をくり返すことで、警察に逮捕され刑務所に入ることになってしまいます。

このようなことをくり返して年齢を重ね、最終的には、組織からも見放されてしまうのです。



暴力団犯罪の内容

暴力団犯罪には、組織の名前を使って脅したり、怪我を負わせたりする事件のほか、賭博、薬物売買、拳銃売買、詐欺事件などもあります。

また、暴力団は、仲間割れや他の組織とトラブルになると、拳銃などの凶器を使った抗争を起し、過去には、通行人など何の罪もない方が巻き込まれて犠牲になるなど、暴力団犯罪は決して許されるものではありません。



暴力団がなくなる理由

警察はたくさんの暴力団を逮捕していますが、それでも暴力団がなくなるのは、暴力団にお金などを提供している者がいるからです。

そこで、千葉県では「千葉県暴力団排除条例」で暴力団を利用する目的でお金を渡すことなどを禁止する決まりをつくりました。

これにより、県や市町村、事業者など、社会のみんなで暴力団を排除するという意識が高まり、今では、暴力団にはとって住みにくい社会になりつつあります。しかし、残念なことにそれでも暴力団にお金を渡したり、正体を知らずに暴力団員になってしまう人もいます。これからも社会のみんなが一緒になり、暴力団をなくすために取り組んでいかなければなりません。

～ 暴力団と少年 ～



暴力団は少年を狙っている！

暴力団員は、組長などの幹部にたくさんのお金を納めなければならないので、自分の手下を見つけて少しでも楽にお金を稼ごうと考えています。

ですから、暴力団の正体を知らずにテレビや漫画を見て「カッコイイ」などと勘違いしている少年を狙いをつけて、手下にしようと優しい言葉を使って近づいてきます。

そして、いつの間にかお金集めをさせられたり、暴力団に加入させられてしまい、大人になっても抜け出せなくなってしまうのです。



少年が巻き込まれる犯罪

暴力団は、お金を集めるために暴走族や不良少年グループに対し、面倒をみるなどと言い、その見返りとしてお金を要求してきます。

また、暴力団員と関わりを持った少年が暴力団員に利用され、ひったくりや強盗、電話de詐欺などの犯罪に手を染める状況も見られます。



知り合い程度の関係

暴力団員にトラブルを解決してもらうなどして関わりを持ってしまえば、それをきっかけにして近づき、手下になるように迫ったり、お金を要求するようになります。

そして、断れば、脅かされたり、怪我を負わされたりします。

「知り合い程度ならば・・・」といった軽い気持ちで付き合いしていると、いつの間にか被害を受ける立場になってしまったり、お金集めに利用されたりするので、暴力団とは一切関わりを持たないことが大切です。

暴力団は、優しい言葉を使って近づいてきますが、そのような誘いにだまされて暴力団事務所などに入りしては絶対にいけません。

暴力団から声をかけられたり、近づいてきた場合には、勇気を持って断ること、一人で悩まず、すぐに先生や家族、警察などに相談することが大切です。



暴力団は簡単に辞められない！

組長などの幹部は、お金を納めてくれる手下がいなければ、贅沢な生活はできないので、一度加入した者を簡単には辞めさせてくれません。

もし、辞めようとするれば、集団で暴力をふるわれたり、お金の要求されてしまいます。また、指を切り落とすように命令されたりすることもあります。

さらに、自分だけではなく、家族や友人のところに押しかけてお金を要求するなどの嫌がらせをくり返し、辞めることを諦めさせるのです。



暴力団から少年を守る法律

○「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(通称「暴力団対策法」といいます。)では、

- ・ 少年に対する加入強要等
- ・ 少年に対する入れ墨の強要等

を禁止しており、これを守らない暴力団員に対しては、公安委員会から文書で守るように命令することができます。

○「千葉県暴力団排除条例」では、

- ・ 暴力団事務所に少年を立入らせる行為を禁止しており、これを守らなかった暴力団員に対しては、文書で守るように命令することができます。

○ 命令されたにも関わらず、守らなかった場合には、さらに命令を受けたり、罰則を受けることとなります。